

福山市上下水道局「使用水量・料金等のお知らせ」裏面広告掲載募集要項

「使用水量・料金等のお知らせ」裏面への広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する広告主を募集する。

1 広告媒体の概要

(1) 広告媒体の名称

使用水量・料金等のお知らせ（水道メーター検針の際に発行するお知らせ票）

(2) 広告掲載位置

「使用水量・料金等のお知らせ」の裏面

(3) 広告の規格（サイズ）

縦 165mm × 横 65mm（詳細は、別紙見本を参照）

※広告には、広告主の名称及び問合せ先を明記すること。

(4) 掲載色数

2 色（1 色は黒色）

(5) 発行枚数

1 期（2 か月）当たり約 210,000 枚

(6) 配布方法

給水契約を結んでいる各戸にポスティング

※市内全域を偶数月と奇数月に分けて水道メーターの検針を行い、お知らせ票を投函するため、
広告掲載期間中、3 期（半年）の場合は 3 回、6 期（1 年）の場合は 6 回、同一の使用者（世帯）にお知らせ票を配布することとなる。

2 広告掲載期間

広告掲載は、2026 年（令和 8 年）4 月から 2026 年（令和 8 年）9 月までの 3 期（半年）又は 2026 年（令和 8 年）4 月から 2027 年（令和 9 年）3 月までの 6 期（1 年）とする。

3 広告掲載料

最低予定価格	3 期（半年）	80,000 円（税込）
	6 期（1 年）	160,000 円（税込）

4 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていない者であること。
- (3) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う者でないこと又は法人の役員若しくは支配人（非常勤を含む。）が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) この募集の日から落札決定の日までのいずれの日においても、福山市及び福山市上下水道局の指名除外若しくは指名留保の措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (5) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (6) 福山市に水道料金及び下水道使用料の滞納がない者であること。

5 募集方法等

(1) 募集期間

2025年（令和7年）9月8日（月）から9月24日（水）まで【必着】

(2) 申込方法

申込書類に必要事項を記載し、法人印（印鑑登録されたもの。以下「実印」という。）を押印の上、必要書類を添付して申込期間内に郵送又は直接持参すること。

（様式は、福山市上下水道局ホームページからダウンロードすること。）

(3) 申込及び添付書類

- ア 福山市上下水道局広告掲載申込書
- イ 掲載広告の原稿（任意様式）
- ウ 誓約書
- エ 印鑑登録証明書（原本）
- オ 申立書（本市に納税義務がない場合のみ提出）
- カ 福山市税の完納証明書（本市に納税義務がある場合のみ提出）
- キ 水道料金及び下水道使用料納入明細書（本市で水道又は下水道を使用している場合のみ提出）
- ク 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- ケ 会社概要（事業内容、経歴がわかるもの）

※上記の各種証明書は、発行後3か月以内のものに限る。

※前回申込み時に必要書類を提出した者は、エ～ケに記載する添付書類を省略することができる。

※応募資格を確認するために必要がある場合は、上記の書類に加え、その他の書類の添付を求めることがある。

※電話、ファックス又は電子メール等による申込みはできない。

(4) 申込受付場所

〒720-8526

福山市古野上町 15 番 25 号

福山市上下水道局 経営管理部 上下水道総務課

(5) 申込受付時間

平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

6 広告主の決定

最低予定価格以上の応募の中で、希望掲載金額が一番高い申込者から関係規定に基づく広告内容の審査を行い、広告主として決定する。

(1) 関係規定

ア 福山市上下水道局広告掲載取扱要綱

イ 福山市広告掲載基準

(2) 申込者への通知

申込者へは、広告主決定後、掲載決定又は非掲載決定通知書を送付する。

7 契約の締結

広告掲載決定者と契約を締結する。契約金額（広告掲載料）については、広告掲載決定者が申込書に記載した希望掲載金額とする。

なお、契約書に貼付する収入印紙の費用は、広告主の負担となる。

8 広告掲載料の納付

広告掲載料は、福山市上下水道局が交付する納付書により、指定された期日までに全額納付することとする。

なお、既納の広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めによらない事由により広告が掲載できなかった場合は、この限りではない。

9 広告掲載データの提出

(1) 提出方法

広告原稿は、次のファイル形式で作成し、CD-R又はDVD-Rに保存して提出すること。

- ・ PDF
- ・ JPEG
- ・ illustrator（イラストレーター）

(2) 提出期限

2025 年（令和 7 年）10 月 8 日（水）まで

(3) 留意点

印刷等の関係により、原稿の修正をお願いする場合がある。

10 申込に係る注意事項

(1) 上下水道局の業務に支障を及ぼすおそれのある広告は、掲載することができない。

掲載申込の広告が、業務に支障を及ぼすおそれに該当するかは、「福山市上下水道局広告掲載取扱要綱」第 6 条に規定する審査委員会において審査を行うものとする。

(2) 広告掲載申込に当たっては、事前に著作権肖像権等の確認を行い、著作権料等が発生する場合には、申込者の負担とする。

(3) 広告主は、掲載した広告に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意を持って速やかに解決に努めること。